年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 10件

広島国民年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和60年10月から61年2月まで

私は、昭和60年2月末にA社を退職後、国民年金に加入し、毎月、B金融機関C支店において保険料を納付していた。

当時、両親は自営業をしており、私も手伝いをしていたので、母親が両親及び私の3人分の保険料をまとめて納付していた。

金銭的に困っていたこともなく、両親には保険料の未納記録は無いのに、 私の記録には5か月の未納期間があるのは納得できないので、調査の上、記 録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、昭和60年3月の国民年金への加入以来、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時同居していた両親も、昭和 48 年 4 月に加入以来、申立期間を含め 60 歳到達時まで付加保険料とともに国民年金保険料を完納しているなど納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に係る手帳記号番号は昭和61年3月頃に払い出されたものであることが推認できるところ、オンライン記録によると、申立期間前の期間の国民年金保険料は過年度納付として記録されているが、申立人の母親は当時の国民年金保険料の納付について、3人分の国民年金保険料を金融機関に持参するか店舗に集金にきていた金融機関の担当者に依頼して納付していたと記憶している上、上記両親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間に係る国民年金保険料についても、納付されていたとすることは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 1192

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和 56 年4月4日まで、国民年金に任意加入し、同年3月の保険料まで納付した。オンライン記録では、資格喪失日は同年1月1日となっているが、年金手帳には、被保険者でなくなった日は 56 年4月4日と押印されており、還付も受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和 50 年3月に国民年金 に任意加入する手続をして以来、申立期間を除く国民年金加入期間は全て保険 料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、資格喪失日が昭和56年4月4日と記載され、申立期間を含む55年度の納付記録欄に、「四月から三月まで完納 照合済」と押印されている上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)にも、被保険者でなくなった日欄に「56.4.4」と押印されている。

さらに、申立人の特殊台帳では、資格喪失日が昭和 56 年1月1日とされていることから、55 年度の納付月数は9か月と記載されているが、申立期間の保険料は一旦納付した記録になっており、その後、当該期間の保険料を還付したことを示す記載が無いことから、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を32年5月20日、同社C出張所における資格喪失日に係る記録を33年2月1日、D社E出張所における資格喪失日に係る記録を35年9月1日、同社F出張所における資格喪失日に係る記録を37年3月1日、同社G営業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日、同社H支店における資格喪失日に係る記録を38年11月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年4月は8,000円、同年12月及び33年1月は1万4,000円、35年7月及び同年8月は1万6,000円、37年2月は2万6,000円、同年5月は2万8,000円、38年9月及び同年10月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑦のうち昭和 39 年4月1日から同年 11 月2日までの期間については、事業主は、昭和 39 年4月1日に同社 I 支店で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39 年11 月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年4月から同年 10 月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑦のうち、昭和39年11月2日から同年12月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社I支店における上記訂正後の資格喪失日を同年12月16日に訂正することが必要であり、同年11月の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月15日から同年5月20日まで

- ② 昭和32年12月16日から33年2月1日まで
- ③ 昭和35年7月27日から同年9月1日まで
- ④ 昭和37年2月16日から同年3月1日まで
- ⑤ 昭和37年5月30日から同年6月1日まで
- ⑥ 昭和38年9月18日から同年11月1日まで
- ⑦ 昭和39年4月1日から同年12月16日まで

私は、昭和28年3月に高校を卒業後、同級生数人とA社(後のD社)に 正社員として入社し、同年7月にJ県の出張所に勤務し、その後、何度も 転勤したが昭和41年5月に退職するまで同社に継続して勤務していた。

ねんきん特別便が届き、同社に勤務していた期間の加入記録が何か所も 無いことが分かり社会保険事務所(当時)へ調査を依頼したところ、3か 所の加入記録が見つかったが、その他の加入記録は判明しなかった。

申立期間の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦のうち、昭和39年4月1日から同年11月2日までの期間については、複数の同僚の供述等から、当該期間において勤務していることが推認できるところ、D社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、生年月日も同じ厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同名簿に記載されている厚生年金保険記号番号も申立人に係る基礎年金番号と一致していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立ての事業所の事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①から⑥及び申立期間⑦のうち昭和39年11月2日から同年12月16日までの期間については、事業所名は不明であるが、申立人に昭和29年5月1日から41年4月19日までの期間の雇用保険の加入記録がある上、同社の複数の同僚の供述から、当該期間において申立人が申立ての事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立ての事業所の複数の同僚が、「申立人は正社員として入社し、 申立期間も技術者として継続して勤務していた。」と供述しており、聴取 した8人の同僚のうち7人が転勤の際の空白期間があるとし、そのうち4 人が「調査の結果、記録が見つかった。」と供述している。

さらに、申立人と同じ技術の業務を行っていた同僚の1人は、「異動に際しては、次の作業場所が決まると、事前の準備を行う者と、申立人や自

分のような技術者が一番に異動していた。そのために、実際の異動日と辞令発令日が相違し、各出張所の事務担当者が誤った届出を行い、転勤の際に空白期間ができることが多かった。」と供述しており、他の複数の同僚も同様の供述をしていることから、申立ての事業所の各出張所での資格取得及び喪失の届出が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立ての事業所の当時の経理事務担当者は、「社会保険料等は本社が管理しており、出張所では給与を支払うだけであった。転勤の際に空白期間ができるのは、各出張所の労務担当者が届出を行う時期が実際の異動と違っていることが原因であり、加入記録の無い期間も給与から厚生年金保険料は控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑥及び申立期間⑦のうち昭和 39 年 11 月 2 日から同年 12 月 16 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立人の在籍事業所について、申立ての事業所の当時の事務担当者は、「異動先の出張所で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは異動元の出張所の在籍になっていた。」と証言していることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を32年5月20日に、同社C出張所における資格喪失日に係る記録を33年2月1日、D社E出張所における資格喪失日に係る記録を35年9月1日、同社F出張所における資格喪失日に係る記録を37年3月1日、同社G出張所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日、同社H支店における資格喪失日に係る記録を38年11月1日、同社I支店における上記訂正後の資格喪失日を39年12月16日に訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、直近月の社会保険事務所の 記録から、32年4月は8,000円、同年12月及び33年1月は1万4,000円、 35年7月及び同年8月は1万6,000円、37年2月は2万6,000円、同年5 月は2万8,000円、38年9月、同年10月及び39年11月は3万6,000円 とすることが妥当である。

3 なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明ら かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額(平成 17年 12月 20日は 10万 5,000円、18年 7月 20日は 21万 2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 17年 12月 20日は 10万 5,000円、18年 7月 20日は 21万 2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日

② 平成 18 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は10万5,000円、18年7月20日は21万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月、同年12月、15年1月及び同年3月から同年9月までの期間は24万円、同年10月は22万円、同年11月から16年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年9月から18年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成 15 年 7月 18 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 19 日は 34 万 9,000 円、16 年 7月 20 日は 31 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 7,000 円、17 年 7月 20 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 6,000 円、18 年 7月 20 日は 32 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 37 万 6,000 円、19 年 7月 20 日は 31 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 7月 18 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 19 日は 34 万 9,000 円、16 年 7月 20 日は 31 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 7,000 円、17 年 7月 20 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 6,000 円、18 年 7月 20 日は 32 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 37 万 6,000 円、19 年 7月 20 日は 31 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月、同年12月、15年1月及び同年3月から同年9月までの期間は24万円、同年10月は22万円、同年11月から16年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は24万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年9月から18年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 11 月、15 年 2 月、16 年 3 月、17 年 2 月及び同年 6 月から同年 8 月までの期間については、社会保険事務所

で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に 見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特 例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保 険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わ ない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る 給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。 また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確 認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万3,000 円、同年12月19日は34万9,000円、16年7月20日は31万4,000円、 同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万4,000円、同年 12月20日は35万6,000円、18年7月20日は32万3,000円、同年12月 20日は37万6,000円、19年7月20日は31万円とすることが妥当である。 なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行に ついては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出し ておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付してい ないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年11月から13年9月までは28万円、同年10月から14年3月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 平成12年11月1日から14年4月21日まで 私がA社へ勤務していた期間のうち、平成12年11月から14年3月まで の標準報酬月額が15万円となっている。しかし、当時、私は月額28万円 から30万円の給与をもらっており、15万円の支給ということはなかった ので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁(当時)のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成12年11月から13年9月までは28万円、同年10月から14年3月までは30万円と記録されていたところ、14年10月23日付けで、12年11月1日に遡及して標準報酬月額を15万円に引き下げている。

また、申立事業所においては、同時期に多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、遡及して減額されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の債権消滅・不納欠損決議書を見ると、申立事業 所は申立期間に保険料の滞納があったことが確認できる上、「平成14年10月 23 日に事業主より届出漏れの月変届を提出したとのこと(H12.11月改定分)、 未納分との充当確認す。」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から申立人は申立事業所の役員ではなかったことが確認できる上、前記の債権消滅・不納欠損決議書によると、社会保険事務所の職員は、事業主及び経理担当者と保険料の納付について協議を重ねていることが確認できることなどから、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していなかったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 14 年 10 月 23 日付けで行われた 遡及訂正処理(標準報酬月額の変更処理を含む。) は事実に即したものとは考 え難く、申立人について 12 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を 行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録 訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬 月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年11月から13年 9月までは28万円、同年10月から14年3月までは30万円に訂正すること が必要と認められる。

広島国民年金 事案 1187 (事案 969 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和43年4月から46年6月まで

私は、昭和43年4月ごろ、A公民館にあったB市役所C出張所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、申立期間の保険料が未納と記録されており納得できない。

前回の申立てにより、B市役所C出張所が実在していることが判明したので、保険料の納付記録は必ず残っているはずである。

再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i)申立人は、昭和50年1月27日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付できない期間であること、ii)申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii)申立人が保険料納付に係る具体的な記憶が無いこと、iv)当時の事情を知る者として申立人が名前をあげた知人は既に死亡しており、当時の状況を聴取できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立てを受けて、改めてB市に記録を確認したものの、申立期間当時の国民年金保険料納付記録に係る資料は、保存期間経過により残っていないと回答しており、申立期間に係る保険料納付について確認することができない。また、申立人があげた知人も姓のみであり、屋号をあげた店舗も所在不明であることから特定できず、当時の状況を知人から聴取することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1189

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和58年4月から63年3月まで

私は、昭和58年4月にA社に入社したが、同社が厚生年金保険に加入 していなかったため、同年4月にB地C区役所で国民年金の加入手続を行 った。

A社には昭和 60 年 8 月頃まで勤務し、同年 9 月から同年 10 月頃まで D 県の E 事業所でアルバイトをし、同年 11 月から 63 年 3 月まで F という店で働いた。

当時、年間 10 枚つづり程度の納付書が自宅に届き区役所で納付していたが、時々延滞金も上乗せして納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の保管する年金手帳によれば、申立人が国民年金の被保険者になった日は、平成2年11月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月にG市で払い出された記号番号のみであり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、年間 10 枚つづり程度の納付書が自宅に届き区役所で納付していたが、時々、延滞金も上乗せして納付していた記憶がある。納付しなくてもよい月があり、月により納付金額が異なっていたように思う。」としているところ、B地では、申立期間のうち、昭和58 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料は、3か月ごとの期別納付

としていたことから、申立人の記憶する納付書の枚数とは異なっている上、 申立期間当時の保険料は一年間を通じて同額であったことから、申立内容に は不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していたB地C区は、「申立期間当時、 国民健康保険料の納期は12期であった。また、未納保険料があった場合は、 納付を督促するはがきを送付していた。」としていることを踏まえると、申立 人は、国民健康保険料の納付を国民年金保険料納付と混同している可能性が うかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1190

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年3月まで

申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母親が行ってくれた。その母親は既に亡くなっており、当時の詳細は不明であるが、国民年金に加入した月から保険料を納付してくれているはずなので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、 申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月12日に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない上、申立人が申立期間当時に居住していたA町(現在は、B市)、申立期間後の63年7月に転出したC町(現在は、D市)及び現在の住所地であるE市の被保険者名簿によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、年金手帳は1冊しか所持していないと供述しているところ、当該手帳の氏名欄は、申立人が昭和62年5月に婚姻した後の姓が記載されていることなどから、申立人が20歳到達当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったことを裏付ける記載内容は見当たらない上、オンライン記録による氏名索引によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和50年4月から同年9月まで

私は、ねんきん特別便が来るまでは、まさか自分に未加入期間があると は思っていなかった。

申立期間当時、夫に言われてA市役所B出張所で国民年金の加入手続を 行い、夫の国民年金保険料と一緒に納付していた記憶がある。

納付方法、納付金額及び納付場所等の記憶は定かではないし、当時の資料は何も残っていないが、申立期間について、夫は納付済みで私だけが未加入というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等から昭和50年10月頃に払い出されたものと推認され、資格取得日は、申立期間直前に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月30日まで遡らず、同年10月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿でも、資格取得日は昭和50年10月1日とされ、オンライン記録と一致している上、オンライン記録による氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

さらに、申立人は、加入手続の時期及び資格取得日に係るA市役所B出張所窓口でのやり取りなどについて具体的に記憶していない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1193

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年4月から5年6月まで

私は、申立期間当時、学生で収入が無かったため国民年金保険料を納付できなかったが、平成5年7月に就職してから間もない頃に、申立期間の保険料として10数万円をまとめて自分名義の金融機関の口座からおろして、自宅に送付されてきた納付書によって、金融機関で納付した記憶がある。

しかし、申立期間の国民年金の記録が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年7月に就職してから間もない頃に送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、オンライン記録によると、7年6月8日に、その時点で時効が経過していなかった5年5月及び同年6月の保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できることから、納付書作成時点で当該期間は未納として取り扱われていたものと考えられる。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳の納付記録欄をみると、平成4年度及び5年度の4月から3月までの欄は空欄で、累計の「納」の欄にのみチェックマークが記載されているが、これについてA市は、「各月の欄が空欄で、チェックマークのみが記載されていることから、電算データとの突合は行ったが、保険料の納付は無かったものと思われる。また、チェックマークを記載した後に、保険料の納付があった場合、当該納付記録は記載していた。」としていることから、申立人は、申立期間に係る保険料納付を行っていなかった可能性が高い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索によっても、申立人に別の手帳 記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国 民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年7月から6年7月まで

母親が平成6年8月にA町の郵便局に国民年金保険料を納付に行った時、 私の国民年金保険料を2年遡って納付できることを郵便局窓口の女性から 聞き、手元にあった納付書で、申立期間の保険料を毎月月末に同郵便局で 納付してきた。

その後、母親が、平成7年5月31日と8年10月頃にB市C区役所で私の申立期間に係る記録を職員に確認したところ、それぞれの時点では納付済になっていたにもかかわらず、当該期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、平成7年11月頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、4年7月から5年9月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親が国民年金保険料の納付について社会保険事務所(当時)に相談に行った際、当該社会保険事務所の担当者から受領したと思われるメモの写しが、B市C保健所の保管する申立人のカルテに添付されており、当該メモには、「今回申し出分の平成3年4月から6年7月の未納分については、既に2年の時効になっているため納付できない。」と記載されていることから、申立人の母親は、当時、申立期間の保険料は時効により納付できないことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間の保険料額を覚えておらず、「手元にあった納付書で、申立期間の保険料を、平成6年8月以降毎月月末に納付した。」

と主張しているが、納付記録を見ると、平成8年2月から同年12月までの毎月月末に過年度分に当たる保険料を納付している記録が確認できることから、これらの納付を申立期間の納付と錯誤していることも考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、申立人も、「現在所持している手帳以外に交付されたことはない。」と供述している。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和28年4月4日から同年8月29日まで

② 昭和31年3月3日から37年3月21日まで

社会保険庁(当時)の記録では、私がA社において勤務した期間とB社で 勤務した期間を併せて脱退手当金を受けたことになっているが、私は脱退手 当金を受けた記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和37年10月30日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した年月日である「回答済37.5.8」が記載されており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金支給を示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間のほかに脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であり、また、特に別の県の社会保険事務所で管理されていたことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和44年12月1日から46年9月1日まで

夫は、亡くなっているが、生前、A社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に記録確認の調査を依頼していたが判明しなかったので、今回、第三者委員会に申立てをした。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の妻が記憶する申立事業所の所在地に申立 事業所と名称が類似するB社が確認でき、当該事業所は昭和35年3月16日に 厚生年金保険の新規適用事業所となり、申立期間当時も適用事業所であったこ とが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者 原票を確認したが、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たら ない。

また、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 14 人の厚生年金保険の加入記録は雇用保険の加入記録とほぼ一致しているが、申立人については、当該事業所において雇用保険に加入した記録は確認できない。

さらに、前述の 14 人のうち所在が判明した 5 人にアンケート調査票を送付 したところ、回答があった 5 人全員が申立人を知らないと回答している上、当 該事業所は、申立人が在籍した形跡は無いとしている。

加えて、申立期間は、申立人の妻が申立人と婚姻した昭和 47 年 5 月よりも前の期間である上、申立人の母親及び妹も申立事業所については記憶が無いと

していることから、申立期間当時の勤務実態等について確認することができず、 ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申 立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から同年8月1日まで

② 昭和30年9月6日から31年6月19日まで

③ 昭和35年9月15日から36年9月1日まで

④ 昭和38年1月11日から38年2月22日まで

私は、中学卒業後の昭和27年3月にA社に入社し、その後30年9月にB 社に入社し、38年2月まで勤務したにもかかわらず、申立期間①、②、③及 び④が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務するに至った経緯等について、 具体的に記憶していることなどから、同社に勤務していたことは推認できる。 しかしながら、A社は、昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所 ではなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況につい て確認することができない上、照会に回答のあった同僚5人のうち4人の同 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、自身が記憶する入社日よ りも数か月後となっていることが確認できることから、同社では入社と同時 に全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能 性がうかがわれる。
- 2 申立期間②について、同僚の供述から、申立人はB社に昭和 30 年 9 月頃 から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社(B社の承継会社)は、「申立期間当時の資料が無く、 詳細は不明であるが、昭和35、36年頃は、入社してすぐに厚生年金保険に 加入する場合と、入社して2か月から3か月後に加入する場合があった。」 としている上、複数の同僚からは入社後、3か月から半年間ぐらいの試用期 間があったことをうかがわせる供述があったこと、及び照会に回答のあった 同僚13人のうち9人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、 自身が記憶する入社日よりも3か月から8か月後となっていることが確認 できることから、同社では入社と同時に全ての社員を厚生年金保険に加入さ せる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれる。

3 申立期間③について、C社は、「昭和35年頃、会社と申立人との間で何か問題があり、申立人は会社から一旦解雇されたと思う。その後、労働組合が会社と何回か団体交渉して和解に至った。」としているところ、D機関作成の資料に掲載されている「B社事件(昭和35年*月*日申立、36年*月*日結審、和解により同年*月*日取下げ)」によれば、「昭和35年9月12日、組合員(申立人)は、会社応接室で、専務及び総務課長から、婦人問題で、会社の信用を傷つけたという理由で辞職を強要され、やむなく辞職届を提出した。会社は直ちに依願退職の手続をとった。」旨の記載が確認できることから、申立人は、依願退職したことで、厚生年金保険に未加入となったものと考えられる。

また、同僚は、「自分が昭和 35 年 12 月にB社に入社した時には申立人は 勤務していなかった。」とし、別の同僚は、「申立人は、B社を一回辞めて、 また同社に入ったと思う。」としている。

- 4 申立期間④について、申立人は、「B社を退職した時期はよく覚えていない。」としているところ、同僚は、「申立人の勤務期間は昭和 38 年1月頃までと思う。」としている上、C社は、「当時の人事記録、賃金台帳等は引き継いでおらず、申立人の勤務実態は不明である。」としていることから、申立期間④における勤務実態について確認することができない。
- 5 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月6日から41年3月21日まで

② 昭和43年1月24日から同年11月1日まで

私は、A社B営業所に昭和37年8月から41年3月まで勤務し、同年7月にC社に1か月勤務した後、同年10月に夫と結婚し、43年1月からD社に勤務したが、出産のため同年10月末に退職した。

日本年金機構から送られてきた文書によると、A社とD社での被保険者期間については一緒に脱退手当金が支給され、両事業所の間に勤務したC社での被保険者期間については支給されていないことになっていることに疑問を感じるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のD社での申立人の被保険者期間は 10 か月であり、当時の脱退手当金の支給要件である被保険者期間 24 か月を満たしていないところ、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間①のA社に係る厚生年金保険記号番号及び資格取得日が記載されており、申立期間①のA社での被保険者期間の 43 か月を合わせて脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、申立期間②のD社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、 脱退手当金の支給番号とみられる「脱支給済 *」との記載があるところ、前 述の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の備考欄にも「脱*」と記載されてい る上、申立てに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同報告書の支 給額、支給年月日等の記載はオンライン記録と一致しており、一連の事務処理 に不自然さはうかがえない。

なお、C社に係る被保険者期間については、婚姻前の旧姓で、申立期間①及

び②の事業所での厚生年金保険記号番号とは別の記号番号で管理されていたところ、申立期間②のD社における申立人の被保険者原票によれば、申立人が同事業所に在職中の昭和43年9月14日に申立人のC社での氏名(姓)変更及び厚生年金保険記号番号の重複取消の処理が行われたことを示す記載が確認できるが、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には当該変更内容が反映されていないことから、未請求となった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和61年1月から62年10月1日まで

年金事務所から届いた厚生年金加入記録のお知らせによると、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和61年1月から同年9月までの標準報酬月額が24万円、同年10月から62年9月30日の退職時までの標準報酬月額が26万円になっているが、実際の給与は、社会保険料や社内預金等を控除した後の手取額が27万円以上あったことを記憶している。

昭和61年分給与所得の源泉徴収票を所持しているので、昭和61年1月から62年10月1日までの標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月12日から62年9月30日までA社B支店に勤務し、 厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間 に係る標準報酬月額が、60年10月の定時決定は24万円、61年10月の定時決 定は26万円とされている。

申立人は、申立事業所の申立期間中における手取額が 27 万円以上であった としているが、A社健康保険組合が保管する申立期間に係る被保険者台帳によ り、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額をオンライン記録どおり に届け出ていることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票によると、支払金額として 469 万 107 円、社会保険料等の控除分として 24 万 9,558 円が記載されているところ、昭和 61 年当時における厚生年金保険料率、A社健康保険組合の健康保険料率及び雇用保険料率を基に試算した結果、申立人に係る標準報酬月額は、同年1月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円として算出した額と一致する。

さらに、申立事業所に係る申立人の被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が

遡及して訂正されているなどの不自然な事務処理は見当たらないほか、申立事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄しており、申立人の給与支給額等は不明である。」としており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月22日から同年12月1日まで

- ② 昭和33年4月14日から同年7月13日まで
- ③ 昭和34年6月1日から37年1月5日まで
- ④ 昭和37年1月5日から同年11月7日まで
- ⑤ 昭和39年9月9日から同年10月28日まで
- ⑥ 昭和39年11月1日から40年9月1日まで
- ⑦ 昭和40年10月26日から41年10月1日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和 41 年9月末にA社を退職後に 32 年5月 22 日から 41 年 10 月 1 日までの計7社に係る 74 か月の厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受け取っている記録となっている。

しかし、私は、当該脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給された記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後は再就職する意思が無かったと述べていることを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和35年6月から36年2月1日まで 私は、昭和35年6月から36年2月1日までA社に勤務していた。 しかし、勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚8人に 照会したところ、6人から回答があり、そのうち2人が、「自分より後に入社 した。退職した時期は分からない。」、「自分より先に入社し、先に退職したと 思う。」としていることから、期間は不明であるが、申立人が申立事業所に勤 務していたことは推認できる。

しかしながら、回答のあった同僚6人のうち2人は、自身の申立事業所における厚生年金保険の資格取得日について、「入社と同時に資格取得した。」としているが、ほかの2人は、「入社して、1年4か月経過後に資格取得した。」、「入社して、1か月経過後に資格取得した。」としていることから、申立事業所は、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立事業所の従業員数を 80 人ぐらいとしているところ、申立期間における申立事業所の厚生年金保険の被保険者数は 20 人から 22 人であり、従業員数と被保険者数が一致しないことから、申立事業所の従業員の中には厚生年金保険に加入していない者がいたことがうかがえる。

さらに、申立事業所の事業主に照会したが回答は得られず、申立期間当時の 事業主は既に死亡しているため、当時の申立人に係る勤務実態等について確認 することができない。

加えて、申立事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「申立期間当時の申立事業所に係る賃金台帳等の資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月 1 日まで 私は、昭和 18 年 3 月に学校を卒業後、職業紹介所を通してA社に就職し、 工員として 27 年 12 月まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、事務職の人が加入することになった昭和 19 ∓ 10 月 1 日からになっているが、私は、工員として働いていたので、働き始めた 18 ∓ 4 月から厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 18 年 10 月 15 日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、また、申立期間以後に厚生年金保険の加入記録がある同僚に照会した結果、回答のあった3人のうちの1人が、「申立人は、学校を卒業してから申立事業所で働いていたと思う。」としていることから、申立人は、申立期間に申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法(昭和 16 年 法律第 60 号。17 年 1 月施行)における適用範囲は、常時 10 人以上の労働者を 使用する事業所に使用される男子肉体労働者であるとされているが、申立事業 所に係る当該被保険者名簿における人数をみたところ、申立期間の健康保険の 被保険者数は 6 人から 9 人であることが確認できることから、申立事業所は、 申立期間当時、労働者年金保険法の強制適用事業所となるために必要な常時 10 人以上の労働者を使用する事業所ではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間前から健康保険の被保険者資格を取得している者 10 人(申立人を含む。)の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人及び同僚 9 人の 10 人全員が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。これは、厚生年金保険法(昭和 19 年法律第 21 号。19 年 6 月施行)の制定により、

適用の範囲が、常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される男女労働者(職員を含む。)に拡大され、申立事業所が、同日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む従業員10人が被保険者資格を取得したものと推測される。なお、同年6月1日から同年9月30日までの期間については、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されず、オンライン記録では、同年10月1日が被保険者の資格取得日とされているものと推測される。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立事業所における厚生年金保険の被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日とされている上、同法の適用拡大により被保険者となった者であることを示す「図」の表示があることが確認できる。

加えて、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び同僚等も亡くなっていることから、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月頃から51年12月頃までの期間のうち

2年

私は、昭和48年12月頃から51年12月頃までの期間のうち、2年程度、A事業所(現在は、B事業所)で運転手として勤務していたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所において、申立期間の雇用保険の加入 記録が無い上、申立事業所で社会保険及び給与計算を担当していた同僚は、「申 立事業所では、本人の希望により厚生年金保険に加入しない方もいた。また、 厚生年金保険に加入する場合は、雇用保険と同時に加入手続をしていた。」と しており、また、別の同僚は、「自分自身の都合で、5か月ぐらい厚生年金保 険に加入しなかった。」と供述していることなどから、当時、申立事業所は、 入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行ってい なかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に おける整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらず、ほかに申立人が申 立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を 確認できることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和46年10月1日から47年10月1日まで 私がA社B営業所に勤務していた期間について、給与が下がったことは 一度も無いのに、申立期間について、標準報酬月額が下がっていることに 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B営業所に勤務していたことが確認できた複数の同僚は、自身の年金事務所の記録について、「正しく記録されている。」旨の供述をしているほか、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年3月から同年9月までが5万2,000円、同年10月から47年9月までが4万8,000円及び同年10月から48年2月までが5万6,000円となっており、これは、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、申立人の同僚 70 名のオンライン記録を見ると、申立期間前後に、標準報酬月額が下がっている者が5名見られるほか、申立人の標準報酬月額は、申立期間における同僚の標準報酬月額と比較しても、特段、低額であるとは言えない。

さらに、申立事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。